

4 農地整備事業（ほ場整備事業）関係

(1) 農地整備事業（ほ場整備事業）には、どのような種類がありますか。

事業の目的

農地整備事業は、「もうかる農業」の実現のため、市町村が作成した「地域計画」に基づき、各地域の営農計画実現に必要な農業生産基盤の整備（水田の大区画化・汎用化等）と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業です。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業においては、農地中間管理機構が借り入れている農地を対象として、農業者の費用負担等を原則求めずに、高収益作物の導入と営農の省力化・低コスト化に適した農業生産基盤の整備を実施します。

事業の種類

農地整備事業には、以下のような農林水産省の補助事業があります。

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業（一般型・省力化整備型）
- ・ 農業競争力強化農地整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業以外は別途参照：18）
- ・ 農地耕作条件改善事業（別途参照：12）
- ・ 中山間地域総合整備事業（別途参照：5）
- ・ 福島再生加速化交付金（交付金の目的等は別途参照：20）
- ・ 大区画化等加速化支援事業（別途参照：23）

事業の負担割合

区 分	国	県	市町村・地元
農山漁村地域整備交付金	50%	27.5%	22.5%
農業競争力強化農地整備事業	(55%)	(〃)	(17.5%)
福島再生加速化交付金	75%	13.75%	11.25%
	(77.5%)	(〃)	(8.75%)
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	27.5%	10%
	(〃)	(〃)	(〃)

※下段（ ）内は 6 法指定地域の場合

※6 法指定地域とは、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域

※農地中間管理機構関連農地整備事業における国の 62.5%は、国補助率 50%と国（推進費）12.5%の合計（6 法指定地域の場合、国補助率 55%と国（推進費）7.5%の合計）。ただし、収益向上等の要件あり。

事業の実施主体

県、市町村、団体

※団体・・・土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等

(2) 農地整備事業（ほ場整備事業）の仕組みについて教えてください。

事業の内容

○農業生産基盤の整備

農地の大区画化・汎用化に併せて用排水施設・農道・暗渠排水等の整備を行います。

○農地利用集積・集約化等への支援

担い手への農地利用集積・集約化等の促進のため、普及・指導活動及び、関係機関等との調整等調査・調整活動、地元負担の軽減を行います。

※集約化：同一の担い手の経営等農用地であって 1ha 以上のまとまり（畦畔で接続した農地や用水路や道路で接続した農地等）のあるもの。

○農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構を通した農地利用集積を推進します。農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行う場合は、様々な要件を達成することにより、地元負担を国が助成します。

採択要件

1 各事業共通要件

(1) 受益面積

- ① 20ha 以上：農山漁村地域整備交付金(農地整備)、福島再生加速化交付金
- ② 20ha 以上(中山間地域は 10ha 以上)：農業競争力強化農地整備事業
- ③ 10ha 以上(中山間地域は 5ha 以上)：農地中間管理機構関連農地整備事業
- ④ 10ha 以上：中山間地域総合整備事業

(2) 30a 区画以上（中山間地域は 20a 区画以上）に整備される面積が、全体の概ね 2/3 以上になること。

(3) 市町村等による促進計画等の策定

- (4) 受益地は地形上接続していること又は農業用道路、用排水施設等で接続されていることを原則とする。

2 担い手農地集積関係

経営体育成型の生産基盤整備事業を実施する場合において、(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 担い手農地利用集積率

事業完了時における地区の田畑（受益面積）に占める「担い手」の経営等農用地面積の割合が事業採択時に比べ以下のとおり増加することが確実にあること。

農山漁村地域整備交付金 福島再生加速化交付金			農業競争力強化農地整備事業		
事業採択時	事業完了時	例	事業採択時	事業完了時	例
20%未満	30%以上	(17→30%)	80%未満 ※1	80%以上 ※1	(60→85%)
20%～50%	10ポイント 以上増加	(35→45%)	80%～90% ※1	5ポイント 以上増加	(82→87%)
50%～55%	60%以上	(50→60%)	90%～95%	95%以上	(93→95%)
55%～90%	5ポイント 以上増加	(73→78%)	95%以上	採択時以上	(96→97%)
90%～95%	95%以上	(93→95%)			
95%以上	採択時以上	(96→97%)			

※1 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物※2）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上とする。

※2 対象作物は麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねであるが、詳細については経営所得安定対策等実施要綱の別紙2を参照すること。

(2) 担い手農地集約化面積

基盤整備関連経営体育成促進計画（特記事項 1 を参照）に定める目標年度において、該当事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、下記の集約化要件を満たす農用地面積の割合が事業採択時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。

農山漁村地域整備交付金 福島再生加速化交付金			農業競争力強化農地整備事業		
事業採択時	事業完了時	例	事業採択時	事業完了時	例
13%未満	20%以上	(10→20%)	23%未満	30%以上	(20→30%)
13%～35%	7 ポイント以上増加	(30→37%)	23%～35%	7 ポイント以上増加	(30→37%)
35%～38.5%	42%以上	(35→42%)	35%～38.5%	42%以上	(35→42%)
38.5%～63%	3.5 ポイント以上増加	(39→43%)	38.5%～63%	3.5 ポイント以上増加	(39→43%)
63%～66.5%	66.5%以上	(63→67%)	63%～66.5%	66.5%以上	(63→67%)
66.5%以上	採択時以上	(67→68%)	66.5%以上	採択時以上	(67→68%)

(2) 促進計画に定める目標年度において、農業生産法人等が育成され、育成された農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が 80%※1 以上であることが確実と見込まれること。

3 各事業の個別要件

(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業

① 共通（一般型及び省力化整備型）

ア 事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること、又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。

イ 事業施行地域内農用地は、1ha 以上(中山間地域等は 0.5ha 以上)のまとまりをもつこと。

ウ 農地中間管理権の設定若しくは委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が、事業計画の公告日において委託の期間が 15 年間以上であること。

② 一般型

ア 事業対象農地の 8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化。

イ 事業実施前から目標年度（事業完了後 5 年以内）にかけて、集積率及び集約化率がそれぞれ 50 パーセントポイント以上向上すること。ただし、次の全てを満たす場合はこの限りではない。

（ア） 事業完了後 5 年以内において、次のいずれかを満たすこと。

a 米の生産コストが 9,500 円/60kg を下回ること。

b 作物生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が 8 割以上でかつ、高収益作物の作物生産額が 10%以上増加すること。

c 受益面積の 3 割以上の作付けを、麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ当該作物の面積当たり収量が 20%以上向上すること。

d 事業完了後において、区画の面積が 1 ha 以上となる農用地の面積の合計が、事業施行地域内農用地面積の 1 / 2 以上を占めること。

（イ） 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。

（ウ） 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれも 80%以下であること

ウ 事業完了後 5 年以内（果樹等は 10 年以内）に定める目標年度において、事業施行地域内農用地の収益性が 20%以上向上すること。ただし、要件の細目については次の何れかを満たすこと。

（ア） 販売額が 20%以上向上すること。

（イ） 集積率及び集約化率がそれぞれ 50 パーセントポイント向上する地区について、生産コストが 20%以上削減され、かつ生産コスト 9,500 円/60kg を下回ること等。

③ 省力化整備型

ア 次の要件を全て満たすこと。

(ア) 中間農業地域若しくは山間農業地域であること。

(イ) 過去の基盤整備等により農用地の8割以上を担い手に集団化していること。

(ウ) 過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上していること、又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。

イ 事業実施前から事業完了後5年以内にかけて、事業施工地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。

ウ 事業実施前から事業完了後5年以内にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること。

(2) 農業競争力強化農地整備事業

「農業競争力強化基盤整備計画」の策定

(3) 農山漁村地域整備交付金

「農山漁村地域整備計画」の策定

(4) 農地耕作条件改善事業

「農地耕作条件改善計画」の作成

(5) 中山間地域総合整備事業（農地整備）

「中山間地域農業農村総合整備計画」の作成

(6) 福島再生加速化交付金

避難指示・解除区域市町村（12市町村）が対象。

特記事項

1 基盤整備関連経営体育成促進計画

農地整備事業では、事業を実施しようとするときに市町村で「基盤整備関連経営体育成等促進計画」（以下「促進計画」という。）を作成しなければなりません。

促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象しています。

○促進計画の内容

農業構造再編の目標、農用地の流動化計画、経営体育成計画、
農地所有適格法人等育成計画、土地利用計画、農業機械利用計画、
ほ場の整備計画、農業生産基盤の整備目標、関連事業計画、
推進体制整備計画、営農環境の整備目標、土地改良施設等の管理計画、
農業農村整備事業管理計画、その他必要な事項

2 農用地利用集積促進土地改良整備計画

農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)は、同様に事業を実施する際に作成する必要がある、計画区域の現況や、担い手等の見通しなど、促進計画の提出を受けたうえで、都道府県が作成します。

○集積促進整備計画の内容

農業構造改善目標、担い手等の見通し、農用地の流動化計画、
経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画、土地利用計画、
農業生産基盤整備計画

※事業の中間審査

農山漁村地域整備交付金及び農業競争力強化基盤整備事業では、開始年度を含め3年度目以降完了年度まで、集積促進整備計画を踏まえ、達成状況を審査します。審査の結果、達成状況が一定の基準に達しない場合には、国庫補助が打ち切りとなる場合があります。

3 農用地利用集積等促進計画

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が、農地を貸したい人から農地を借り受けたり、耕作を希望する人へ貸し付けたりする際に作成する計画です。この計画を都道府県知事が認可・公告することで、この計画に記載された権利設定等の効力が生じます。

詳細は、農地中間管理機構へお問い合わせください。

4 集積・集団化等促進基盤整備計画（機構関連）

集積・集団化等促進基盤整備計画は、同様に事業を実施する際に作成する必要があり、計画区域の現況や、担い手等の見通しなど、都道府県が作成します。

(3) 農地利用集積・集約化等の支援事業について教えてください。

目的

農地の利用集積と集約化等を促進することで、生産性の向上とより高度な担い手の育成を行うための支援事業で、農地整備事業と一体的に実施します。

事業の内容

1 高度土地利用調整事業

(1) 指導事業（実施主体：県）

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動。

(2) 調査・調整事業（実施主体：市町村・土地改良区）

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動。

1－(1)、(2)は農山漁村地域整備交付金、農業競争力強化農地整備事業、福島再生加速化交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業が対象となります。

2 農業経営高度化促進事業（実施主体：市町村・土地改良区）

対象経営体への農地利用集積、面的集積の達成状況に応じた促進費の交付。

いわゆる促進事業。対象となる経営体は各事業によって異なります。

(1) 高度経営体集積促進事業

事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目

標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。

※高度経営体：個別農家で4ha以上、特定農業団体で7ha以上経営等農用地を集積する認定農業者

(2) 特定高度経営体集積促進事業

当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。

※特定高度経営体：高度経営体であって、経営農用地面積10ha以上の「家族農業経営」または、経営農用地面積25ha以上の「法人経営」を満たすもの

(3) 高度経営体集約化促進事業

事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地集約化面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が15%以上となることとする。

※集約化：同一の担い手の経営等農用地であって1ha以上のまとまり（水路や道路で接続等）のあるもの

(4) 農地集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業）

促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率（当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合）が55（35）%以上となること。

※（ ）内は農山漁村地域整備交付金の場合

※担い手：地域計画のうち目標地図に位置づけられた者のうち、認定農業者等に位置付けられた者（中心経営体を含む）

(5) 中山間担い手育成支援事業

中山間傾斜農地型でのみ実施可能。高収益作物の作付面積の増加割合に応じて交付。

- ・農山漁村地域整備交付金：2－(4) 対象
- ・農業競争力強化農地整備事業：2－(4)、(5) 対象
- ・福島再生加速化交付金：2－(1)～(3) 対象

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を促進。農地中間管理機構関連農地整備事業における推進費(国費)にあたり、地元負担分に充当。

事業の負担割合

1 指導事業

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金 農業競争力強化農地整備事業	50% (55%)	50% (45%)	-
福島再生加速化交付金	75% (77.5%)	25% (22.5%)	-
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	37.5%	-

2 調査・調整事業

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金 農業競争力強化基盤整備事業	50% (55%)	10.5% (10%)	39.5% (35%)
福島再生加速化交付金	75% (77.5%)	5.25% (5.0%)	19.75% (17.5%)
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	10.5%	27%

3 促進事業

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金	50%	25%	25%
農業競争力強化農地整備事業	(55%)	(22.5%)	(22.5%)
福島再生加速化交付金	75%	12.5%	12.5%
	(77.5%)	(〃)	(10%)

※下段（ ）内は 6 法指定地区の場合

(4) 換地業務について教えてください。

換地とは

土地改良法（以下、「法」という。）に基づき、従前の土地（工事施工前の土地）とそれに対応するものとして定められた換地（工事後の土地）を法律上同一のものとみなし、土地に関する権利関係（所有権、賃借権、抵当権等）を一挙に確定する法制度である。

このような効果を発生させる行政処分を「換地処分」といい、従前の土地と換地の組み合わせの計画を「換地計画」という。

このほか、工事の進度に合わせて、暫定的に使用収益する権利を付与する「一時利用地の指定」を行うことができる。

※ 換地は、従前の権利をそのまま工事後の土地に設定するもので、権利を変更させるものではない。従って、不換地など権利の変更を伴う場合は、すべて法定の同意が必要となる。

※ 事業施工地域内の全ての農用地に農地中間管理権の設定が必要となる農地中間管理機構関連農地整備事業については、農地バンク法・農地法等の特例により所有者不明農地等への農地中間管理権の設定が可能となるが、相続が完了していない（所有者不明を含む）土地等を換地するためには、相続登記等を整理する必要がある。そのため、事業地区への編入にあたっては、換地可能であることも要件となる。なお、所有者不明土地は、民法の財産管理制度等を活用し整理する方法がある。

※ 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る換地業務や所有者不明土地については、近くの県農林事務所農村整備部換地担当者にお問い合わせください。

換地の手法

【従来の土地】	【換 地】	
農用地	普通換地	・ 農用地から農用地への換地 ・ 非農用地から非農用地への換地 (特定用途用地換地)
非農用地 (墓地、宅地等)	特別換地	・ 異種目換地 ・ 不照応換地 ・ 換地交付基準地積に対して 2 割以上の増減歩 ※いずれも、関係権利者の同意が必要
国公有道水路	不換地 ・ 特別減歩	換地の代わりに金銭清算を行う (関係権利者の同意又は申し出が必要)
	創設換地	共同減歩見合いの創設換地 (その事業で作る土地改良施設、一定要件に適合する農業経営合理化施設)
		不換地・特別減歩見合 いの創設換地
		創設農用地 創設非農用地
	機能交換	国公有道水路

普通換地	原則的な換地で、次の 3 要件すべてを満たすもの。 (法第 53 条第 1 項 1 号、2 号、3 号) (1) 区域区分の原則 非農用地は非農用地区域へ、農用地は非農用地区域外へ換地すること。 (2) 照応の原則 換地が諸条件を総合的に勘案して従前の土地に照応していること。 (3) 地積増減 2 割未満の原則 換地の地積の増減割合が、換地交付基準地積に対し、2 割未満であること。
------	---

特別換地	普通換地の要件を満たさない場合は、法第 5 条第 7 項の権利者の同意が必要（法第 53 条第 1 項ただし書き） （１）異種目換地 →農用地を非農用地区域へ換地（区域区分の原則の例外） （２）不照応換地 →従前地と換地が照応しない換地 （３）換地交付基準地積に対して 2 割以上の地積の増減歩
不換地・特別減歩	関係権利者（対象の土地について法第 5 条第 7 項に定める権利を有する者。以下同じ）の同意又は申し出により、一筆の従前地の全部（不換地）又は一部（特別減歩）について換地を定めず、金銭による清算を行う。 ※ 対象の土地に制限物権（抵当権等）が設定されている場合は、当該制限物権の保護の観点から、不換地（又は特別減歩）とすることはできない。

創設換地	(1) 共同減歩見合いの創設換地（法第 53 条の 3） ア 共同減歩（地区内権利者に対して一律・均等に行う強制減歩）で生み出せる施設 ・当該土地改良事業で新設する土地改良施設（道水路等） ・地区内の農家が主として（5 割以上）利用し、かつ、その大部分（7 割以上）が利用する農業経営合理化施設（ライスセンター等）、生活環境施設（市町村・県の計画に記載されている集会施設等） ただし、地区内の農家の大部分が利用するが、地区外農家や非農家の利用が主である場合は、地区内農業者が利用する割合に応じた面積の範囲内に限る。 イ 取得者 国、県、市町村、土地改良区、農協等の営利を目的としない法人 (2) 不換地・特別減歩見合いの創設換地（法第 53 条の 3 の 2） 不換地・特別減歩の地積の範囲内で、新たに農用地（同条第 1 項第 1 号）又は非農用地（同条第 1 項第 2 号）を創設 ア 非農用地の用途 前記（1）の施設、河川・県道の公用公共用施設用地、工場等の用地 イ 取得者 農用地・・・農地中間管理機構 または土地改良区が認定した区域外担い手。 非農用地・・・国、県、市町村、土地改良区、農協等の営利を目的としない法人
機能交換	従前の道路、水路等（国公有地）の機能に代わる道水路等を定める。 （法第 5 条第 6 項、法第 54 条の 2 第 6 項・7 項）

換地等調整事業

1 事業の内容

換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、育成すべき経営体への農用地利用集積に向けた合意形成を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する。

2 事業実施主体

市町村、土地改良区等

3 実施期間

土地改良事業の実施計画の策定（※）に着手する年度以降の1年間。特に地域の実情等から必要があると認められる地区は2年間。

また、中山間地域、水田農業高収益化計画策定地域、輸出事業計画策定地域に位置する地区及びスマート農業導入推進計画作成地区の場合は4年以内、省力化整備計画作成地区の場合は2年以内。

※実施計画の策定については、「2－（2）実施計画事業の仕組みについて教えてください。」を参照ください。

4 事業の負担割合

区 分		国	県	地元
農業競争力強化 農地整備事業	一般地域	50%	25%	25%
	中山間地域	55%	22.5%	22.5%
	水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画、スマート農業導入推進計画及び省力化整備計画の策定地域	定額(100%) ※1	定額 ※2	—
農地中間管理機構関連 農地整備事業	一般地域	62.5%	25%	12.5%
	中山間地域	62.5%	22.5%	15%
	水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画、スマート農業導入推進計画及び省力化整備計画の策定地域	定額(100%) ※1	定額 ※2	—

※1 水田農業高収益化計画の策定地域における地区の場合、令和8年度採択分まで定額助成。（実施計画策定と合わせて5,000万円が上限）

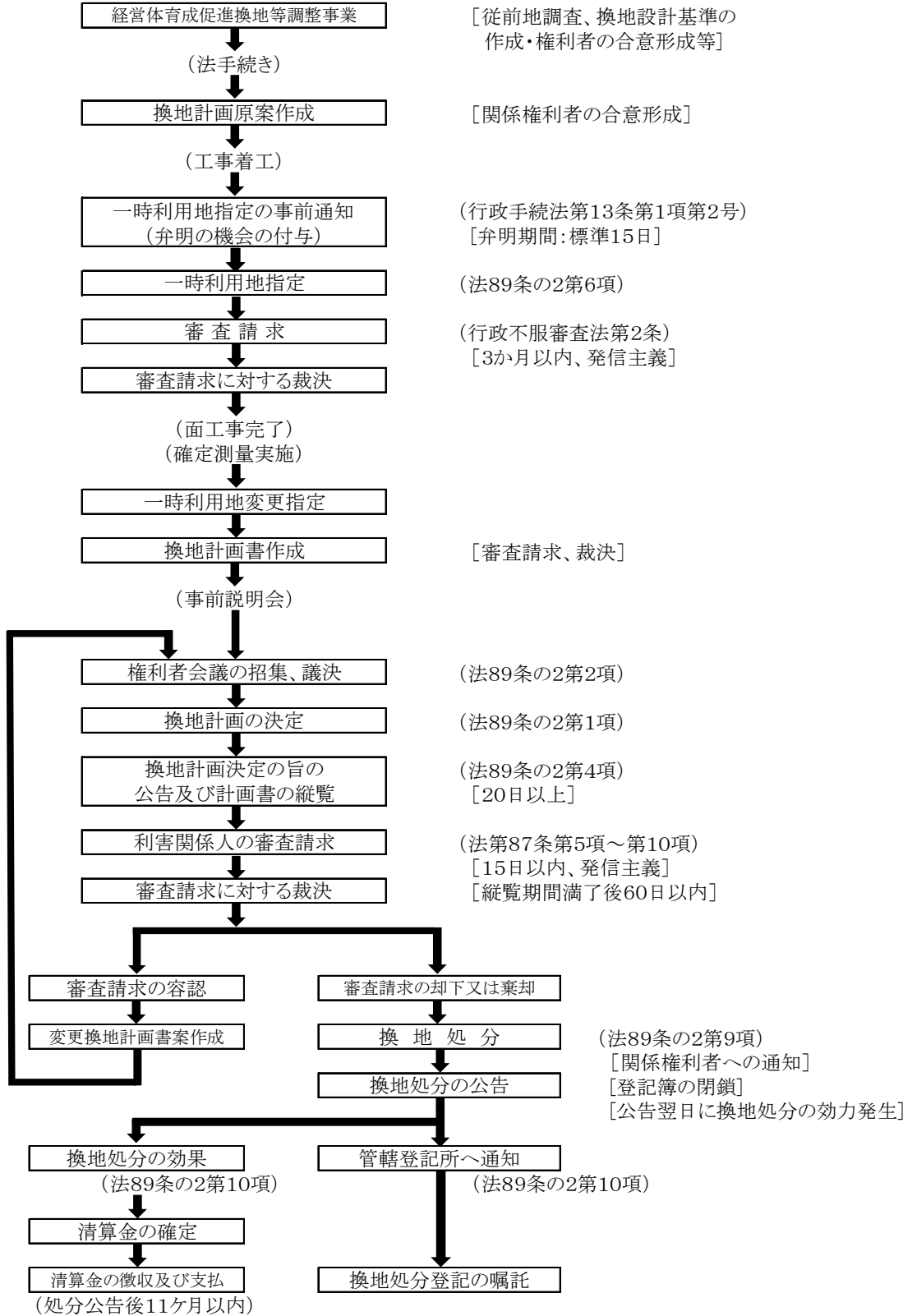
輸出事業計画の策定地域における地区、認定フラッグシップ輸出産地における地区、スマート農業（ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第 57 条の 11 第 1 項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区の場合、令和 11 年度採択分まで定額助成。（実施計画策定と合わせて 5,000 万円が上限）

省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区で 2 ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により 2 ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備及び畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備を予定している（中山間地域にあつては、どちらか片方を予定している）場合、令和 12 年度採択分まで定額助成。（実施計画策定と合わせて 2,500 万円が上限）

※ 2 国庫補助の上限を超える額を負担。

県営換地業務フロー

県営換地業務フロー



(5) 農地法に関連する手続き等があれば教えてください。

非農用地区域設定に当たっての農地法等関連制度との調整方法

非農用地区域の設定を伴う土地改良事業の施行申請者（以下、「申請者」という。）は、土地改良事業計画概要を作成する段階で、非農用地区域の設定に係る農業振興地域の農用地区域からの除外について、関係農業委員会の意見を聴いた上で関係市町村に協議を行います。

次に、申請者は、関係市町村との協議成立後、所轄の県農林事務所長に關係書類を添えて非農用地区域の設定についての調整を依頼します。

換地処分前の非農用地区域内での農地法第4条及び第5条の転用

1 転用申請者

- ① 異種目換地予定地（非農用地区域に一時利用地の指定がされている農地）

第4条：当該土地の一時利用地の指定を受けた者

第5条：当該土地の一時利用地の指定を受けた者と当該土地を転用する者

- ② 不換地又は共同減歩による創設換地予定地

第4条：事業主体

第5条：事業主体と当該創設換地取得予定者

※農地転用規制の態様

農地法第4条：農地の転用の制限

第5条：農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限

2 農地転用の許可権者

許 可 権 限 庁	内 容
知 事 (農林事務所)	企画部長 専決 1 ha以下の農地等
	農林事務 所長専決 (1) 1 ha超 2 ha以下の農地等 (2) 砂利採取を目的とする一時転用で 1 ha超の農地等
知 事 (農業担い手課)	2 ha超(砂利採取を目的とする一時転用を除く)の農地等
農業委員会長 (※ 1) (特例条例第1条)	4 ha以下の農地等
農業委員会長 (※ 2) (特例条例第2条)	2 ha以下の農地等
農業委員会長 (※ 3) (特例条例第3条)	3 0 a 以下の農地等
農業委員会長 (※ 4) (特例条例第4条)	3 0 a 以下の農地等で、次に掲げる転用に係るもの ・ 農業用施設事業 ・ 集落接続事業 ・ 非線引都市計画用途地域内農地 ・ 一時転用事業 (営農型発電設備等を除く)

※ 1 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、本宮市、喜多方市（令和 7 年 4 月 1 日現在。以下、※ 2 ～ 4 において同じ。）

※ 2 伊達市、桑折町、大玉村

※ 3 檜枝岐村、南会津町、西会津町、下郷町

※ 4 南相馬市、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、古殿町、富岡町、川内村、浪江町、田村市、中島村、会津坂下町、三春町、小野町

農地転用の許可権者については、現在県からの権限移譲が進められており、上表に示す区分に従い、各市町村農業委員会長が許可者となっているところがあるので、該当する場合は主たる協議先は各農業委員会となる。ただし、この場合も農地法、農振法を所管している農林事務所企画部に情報共有し意見を聞くこと。